

ご遺族支援コーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち、該当するものをお持ちください。

なお、各手続き別の必要なものにつきましては、次ページ以降をご覧ください。

●ご遺族のもの

- ☐ 認印（相続人代表・喪主）※スタンプ印以外
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表・喪主）
- ☐ 亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は、新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印
- ☐ 印鑑登録証（印鑑登録証明書が必要な場合）

●亡くなった方のもの（見つからない場合でも手続きできます）

- ☐ 年金証書または年金手帳（振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可）
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※加入者が亡くなった場合、葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 福祉医療費受給者証（マル福カード）
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

※戸籍謄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求や年金手続きを、代理人が行う場合は委任状が必要です。19ページを参考のうえ切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。